

「あはき・柔整広告ガイドライン案」に関する意見提出

No.	該当箇所	内容	提出理由
1	(案) P7 II. 4 (1) あはき・柔整に関する広告規制の対象者	施術所と提携する弁護士法人が作成・提供するポスター、インターネットサイト用の広告を用いて、交通事故対応にあたり当該弁護士法人と提携することを案内しているケースがあるが、このような内容について、今般のガイドラインにおける考え方を確認させていただきたい。	左記記載の内容を含むポスターやサイトには、慰謝料算定や保険会社対応を弁護士に委ねることを案内する内容が同時に掲載されていることがある。弁護士への委任を通じて通院期間の延長や施術費および慰謝料等の増額を期待させる結果となり、強い誘引性があると考えられるほか、被害者が期待していたとおりの補償を受けられないという意味での不利益につながるおそれがあるため。
2	(案) P10 II. 6 (4) (4) 施設所内で掲示又は配付するパンフレット等	情報の受け手が利用者に限定される場合、広告に該当しないと承知したが、利用者に限定している（施術所内掲示）ポスターやチラシに不適切な内容（ex. 「交通事故無料」等）が記載されている場合であっても広告に該当せず、本ガイドラインの対象外となり得るか。	顧客の誘引性の強い情報提供は実態として広告として扱われるべき内容もあると考えられるところ、広告の要件を一部でも免れることで不適切な情報提供が可能となってしまうと考えられたため。
3	(案) P17 III. 4 (2) 医療保険療養費支給申請ができる旨	施術所の店頭、チラシ、インターネットサイトにおいて「交通事故専門」「むちうち専門」「弁護士との提携」といった交通事故にかかわる内容を案内しているケースがある。上記例示も広告不可の例として追記させていただきたい。	左記のような内容は原案よりも更に誘引性の強い内容であるため。
4	(案) P23 IV. 3 (1) 内容が虚偽にわたる広告（虚偽広告）及び誇大な広告（誇大広告）	交通事故にかかる施術を行う場合、加害者の加入する自動車保険・自賠責保険が使用されることを前提に患者である被害者が自己負担なく受けられることや、通院状況を踏まえ慰謝料が支払われることなどが宣伝されているケースがある。上記のような内容について、今般のガイドラインにおける考え方を確認させていただきたい。	交通事故における損害賠償の範囲は、事故状況、受傷内容、被害者の過失の有無など、事案ごとに判断されるものであり、正確ではない情報発信は被害者の不利益につながるおそれがあるため。
5	(案) P35 VI. 4 (3) 内容が誇大なもの又は施術所等にとって都合の良い情報等の過度な強調	施術所ではない第三者が運営するインターネットサイトで、当該サイトとして推薦する特定の施術所の宣伝文書の掲載や、当該サイト経由で提携する施術所に通院した場合に通院期間・日数に応じた「お見舞金」を支払うことを宣伝して特定の施術所に誘引しているケースがある。このような内容について、今般のガイドラインにおける考え方を確認させていただきたい。	左記のような事例では、誘引性、特定性、認知性のいずれも満たす広告に該当すると思われるほか、「施術者又は施術所等にとって便益を与える体験談の強調」や「提供される施術の内容とは直接関係ない事項による誘引」にも該当すると思われるため。 また、通院実績に応じた金銭の給付を宣伝することは、不必要な通院につながるおそれがあると考えられる。このような場合、自賠責保険による賠償の対象外となるところ、施術費を被害者が自己負担することにつながり、被害者の不利益になるおそれがあるため。

以上